

【ご記入に当たって】 ・土地所有者（共有者）が2名以上のときは、土地所有者全員の署名が必要です。
・太枠内は必ず土地所有者（共有者）が自書してください。

地主の承諾書

SBIアルヒ株式会社 御中

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

記入日：西暦年 月 日

	土地所有者（共有者）（自書）	土地所有者（共有者）（自書）
氏名	印 ※法人の場合は押印必須	印 ※法人の場合は押印必須
	(生年月日：西暦年 月 日)	(生年月日：西暦年 月 日)
住所		
電話番号	－ －	－ －

1 私は、次表の土地に借地人（共有者）が

{ ☐ 木造 ☐ 準耐火構造 ☐ 耐火構造 }

の住宅を建築または購入することを承諾します。

土地の表示 (登記上)	所在地	
	地積	平方メートル (土地の一部を賃貸している場合、上記のうち平方メートル)

2 私は、次の（１）または（２）の事項について確認しました。（該当する□にレ点を付してください。）
（１）私が借地人（共有者）の配偶者（※1）または直系親族（※2）の場合

※1 内縁関係にある者、婚約関係にある者および同性パートナーを含みます。
※2 祖父母、父母、配偶者（内縁関係にある者、婚約関係にある者および同性パートナーを含まない）の父母等をいいます。

☐ １の土地に住宅金融支援機構を第１順位とする抵当権を設定することを承諾します。

(2) (1) 以外の場合

	貸地等の権利	承諾事項
☐	賃借権	1 の土地に住宅金融支援機構を第1 順位とする抵当権を設定することについて ☐ 承諾します ☐ 承諾しません（以下の①および②の事項については、承諾します。）
	地上権	①土地に抵当権等の権利（※1）が設定されている場合は、抹消すること。 ※1 借地権に優先する抵当権等の権利を指します。
	地役権	②借地人が地代を払わなかった場合等により借地契約を解除する前には、必ず住宅金融支援機構（http://www.jhf.go.jp）に連絡すること（※2）。 ※2 借地人が地代を払わなかった場合、住宅金融支援機構が債権保全上必要と判断したときは借地人に代わって地代をお支払いします。
☐	使用貸借 (共有を含む。)	1 の土地に住宅金融支援機構を第1 順位とする抵当権を設定することを承諾します。

(注1) 貸地等の場合で、住宅金融支援機構のために土地に抵当権を設定することを承諾された方は、後日あらためて抵当権の設定について意思確認をさせていただきます。
(注2) 建物には、住宅金融支援機構を第1 順位とする抵当権を設定します。
(注3) 借換のためのお申込みの場合は、「住宅を建築または購入すること」を「住宅を所有すること」と読み替えます。
(注4) フラット35【保証型】をお申込みの場合またはフラットつなぎをお申込みされ借入期間が1年超となる場合は、2－（1）および（2）の住宅金融支援機構をSBIアルヒ株式会社と読み替えます。

借地人（共有者）がフラットαを利用する場合は以下も記入

3 私は、次の（１）または（２）の事項について確認しました。（該当する□にレ点を付してください。）
（１）私が借地人（共有者）の配偶者（※1）または直系親族（※2）の場合

※1 内縁関係にある者、婚約関係にある者および同性パートナーを含みます。
※2 祖父母、父母、配偶者（内縁関係にある者、婚約関係にある者および同性パートナーを含まない）の父母等をいいます。

☐ １の土地にSBIアルヒ株式会社を第２順位とする抵当権を設定することを承諾します。

(2) (1) 以外の場合

	貸地等の権利	承諾事項
☐	賃借権	1 の土地にSBIアルヒ株式会社を第2 順位とする抵当権を設定することについて ☐ 承諾します ☐ 承諾しません（以下の①および②の事項については、承諾します。）
	地上権	①土地に抵当権等の権利（※3）が設定されている場合は、抹消すること。 ※3 借地権に優先する抵当権等の権利を指します。
	地役権	②借地人が地代を払わなかった場合等により借地契約を解除する前には、必ずSBIアルヒ株式会社に連絡すること（※4）。 ※4 借地人が地代を払わなかった場合、SBIアルヒ株式会社が債権保全上必要と判断したときは借地人に代わって地代をお支払いします。
☐	使用貸借 (共有を含む。)	1 の土地にSBIアルヒ株式会社を第2 順位とする抵当権を設定することを承諾します。

4 本件に関する債権または抵当権等が代位により、住宅金融支援機構に移転したときは、本承諾書は当該機構に対する承諾書として扱われることを確認し、承諾します。

☐ 承諾します。

(注5) 貸地等の場合で、SBIアルヒ株式会社のために土地に抵当権を設定することを承諾された方は、後日あらためて抵当権の設定について意思確認をさせていただきます。
(注6) 建物には、SBIアルヒ株式会社を第2 順位とする抵当権を設定します。
(注7) SBIアルヒ株式会社の住宅ローンに関して住宅金融支援機構がSBIアルヒ株式会社に保険金を支払うことがあり、支払った後は当該機構がSBIアルヒ株式会社に一部代位します。また、代位する際には、当該機構から土地所有者（共有者）に対して通知します。